

週休2日促進工事に関するQ & A



JKK東京

ひとと、くらしをあつたかく。

目 次

(週休2日の考え方)

- Q1. 週休2日の定義を教えてください。
- Q2. 4週8休以上とはどのような状態をいいますか？
- Q3. 対象期間の考え方を教えてください。
- Q4. 現場着手日や工事完了日の考え方を教えてください。
- Q5. 公社の休日を教えてください。

(「現場閉所」の考え方)

- Q6. 「現場閉所」としてみなされる作業等にはどのようなものが該当しますか？
- Q7. 巡回パトロールや台風等の自然要因による現場事務所での待機及び建設機械等のメンテナンス等、現場管理上必要な作業とはどのようなものですか？
- Q8. 現場作業はありませんが、現場代理人等が自治会や警察等との協議を行った日にについては現場閉所扱いとなりますか？
- Q9. 降雨、降雪等による予定外の休工日は現場閉所として認められますか？
- Q10. 祝日はどのように取り扱えばよいでしょうか？
- Q11. 「夏季休暇」や「年末年始」は現場閉所日として扱えますか？

(「週休2日の達成基準」の考え方)

- Q12. 現場閉所の実態はどのように確認しますか？
- Q13. 現場閉所率の算定方法を教えてください。
- Q14. やむを得ず「年末年始」に作業を行った場合、どのように現場閉所率を算定すればいいですか？

(「工期延伸等」の考え方)

- Q15. 週休2日の確保を理由に工期延伸は認められますか？
- Q16. 「受注者の責によらない理由」とはどのような場合ですか？
- Q17. 「その他特別な事情により工程に影響が生じた場合」とはどのような場合ですか？
- Q18. 工期延伸した場合の週休2日の考え方はどうなりますか？
- Q19. 受注者の責により工期延伸したが、週休2日は達成した場合は減額されますか？

(その他)

- Q20. 4週8休以上を達成できなかった場合、工事成績評定は減点となりますか？
- Q21. 既契約工事で週休2日促進工事から週休2日交替制工事に変更はできますか？
- Q22. 週休2日対象工事以外の工事で、週休2日を達成した場合は設計変更で労務費等を補正してもらえますか？
- Q23. 週休2日促進工事実施要領では、「令和8年4月1日以降に契約する案件」となっていますが、全ての工事が対象となりますか？

(週休2日の考え方)

Q1. 週休2日の定義を教えてください。

A1. 対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）（以下、「現場閉所」という。）を行ったと認められる状態をいいます。

Q2. 4週8休以上とはどのような状態をいいますか？

A2. 対象期間内の現場閉所の日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいいます。

Q3. 対象期間の考え方を教えてください。

A3. 現場着手日から工事完了日までの期間を指します。

なお、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている期間及び受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含みません。

Q4. 現場着手日や工事完了日の考え方を教えてください。

A4. 現場着手日とは現場事務所の設置日、資機材の搬入日、仮設工事が開始される日等で、工事完了日とは工事完了届に記載の日としています。

Q5. 公社の休日を教えてください。

A5. 公社の休日は東京都の休日に関する条例に準じています。

（参考）休日について

○ 東京都の休日に関する条例

平成元年三月一七日
条例第一〇号

東京都の休日に関する条例を公布する。

東京都の休日に関する条例

（東京都の休日）

第一条 次に掲げる日は、東京都の休日とし、東京都の機関の執務は、原則として行わないものとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(「現場閉所」の考え方)

Q6. 「現場閉所」としてみなされる作業等にはどのようなものが該当しますか？

A6. 巡回パトロールや台風等の自然要因による現場事務所での待機及び建設機械等のメンテナンス等、現場管理上必要な作業で本体工事の進捗に資するものでない作業が該当します。

Q7. 巡回パトロールや台風等の自然要因による現場事務所での待機及び建設機械等のメンテナンス等、現場管理上必要な作業とはどのようなものですか？

A7. 具体的には次のような作業が考えられます。

- ・ 地震や台風等の発生時における現場点検
- ・ 災害の発生が予想される場合の予防措置及び災害発生時の対応作業
- ・ 長期休暇中（GW、お盆、年末年始）などの現場巡回パトロール
- ・ 現場内に設置したポンプや発電機等の機器の維持管理や、重機等の保守点検
- ・ 交通誘導警備

Q8. 現場作業はありませんが、現場代理人等が自治会や警察等との協議を行った日については現場閉所扱いとなりますか？

A8. 現場で作業を行っていない状態であれば基本的には現場閉所扱いとなります。必要性や内容により異なるため、監督員と事前に協議してください。

Q9. 降雨、降雪等による予定外の休工日は現場閉所として認められますか？

A9. 降雨、降雪、強風、猛暑等により、現場で作業を行えない場合（一日を通しての閉所）は、現場閉所として扱います。なお、現場作業開始後、降雨等による現場の一時中断、作業中止については現場閉所にはあたりません。

Q10. 祝日はどのように取り扱えばよいでしょうか？

A10. 祝日も土日と同様に取り扱い、祝日を休工とするときは、現場閉所扱いとなります。

Q11. 「夏季休暇」や「年末年始」は現場閉所日として扱えますか？

A11. 夏季休暇は現場閉所日に含めます。年末年始は対象期間に含まれないため現場閉所日にはあたりません。ただし、6日間を超える部分の現場閉所の日数は現場閉所日として含めます。

(「週休2日の達成基準」の考え方)

Q12. 現場閉所の実態はどのように確認しますか？

A12. 実施要領8に記載のとおり「実施工工程表」や「休日等の工事施工届」により確認します。

Q13. 現場閉所率の算定方法を教えてください。

A13. 計算式は以下のとおりです。

$$\text{現場閉所率} = \text{現場閉所日数} \div \text{対象期間 (日)}$$

(算定例)

契約工期 : 令和7年4月15日から令和7年10月31日

現場閉所日数 : 47日 (※対象期間の土日と夏季休暇を現場閉所した場合)

	期間	4	5	6	7	8	9	10
全体工期	4月15日～10月31日				200日			
準備期間	4月15日～ 5月14日	30日						
工場製作期間	5月 1日～ 6月 1日		32日					
夏季休暇	8月11日～ 8月15日					5日		

対象外の期間
48日

$$\text{対象期間} = \text{全体工期} - \text{対象外の期間} = 200 - 48 = 152 \text{ 日}$$

$$\begin{aligned}\text{現場閉所率} &= 47 \div 152 \\ &= 30.92105\cdots \% \\ &= 30.9\% \text{ (小数第2位以下切捨て)} \geq 28.5\% \quad \text{4週8休達成}\end{aligned}$$

Q14. やむを得ず「年末年始」に作業を行った場合、どのように現場閉所率を算定すればいいですか？

A14. 実際に取得した年末年始の日数を対象外の期間として現場閉所率を計算してください。

Q15. 週休2日の確保を理由に工期延伸は認められますか？

A15. 発注時の工期設定は、休日（土・日・祝日）等を含んでいません。したがって、週休2日を確保するためだけの工期延伸は認められません。ただし、受注者の責によらない理由による場合は工期変更の対象となります。

Q16. 「受注者の責によらない理由」とはどのような場合ですか？

A16. 次のような場合が考えられます。

- ・ 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合
- ・ 工事中止や工事一部中止により工程に影響が生じた場合
- ・ その他特別な事情により工程に影響が生じた場合

Q17. 「その他特別な事情により工程に影響が生じた場合」とはどのような場合ですか？

A17. 次のような場合が考えられます。

- ・ 著しい悪天候等により作業不稼働日数が多く発生した場合
- ・ その他、監督員との協議により承諾されたもの

Q18. 工期延伸した場合の週休2日の考え方はどうなりますか？

A18. 工期延伸した場合は、延伸した期間も含めて週休2日の取り組みを実施してください。

Q19. 受注者の責により工期延伸したが、週休2日は達成した場合は減額されますか？

A19. 週休2日を達成した場合は労務費等補正分の減額変更はおこないません。

Q20. 4週8休以上を達成できなかった場合、工事成績評定は減点となりますか？

A20. 工事成績評定の減点は行いません。

また、4週8休を達成した場合においても工事成績の加点はありません。

Q21. 既契約工事で週休2日促進工事から週休2日交替制工事に変更はできますか？

A21. できません。

Q22. 週休2日対象工事以外の工事で、週休2日を達成した場合は設計変更で労務費等を補正してもらえますか？

A22. 対象外の工事については、週休2日を達成した場合も労務費等の補正はおこないません。
また、受注者希望方式において、週休2日に取り組まないことを選択した場合、週休2日を達成しても労務費等の補正はおこないません。

Q23. 週休2日促進工事実施要領では、「令和8年4月1日以降に契約する案件」となっていますが、全ての工事が対象となりますか。

A23. 令和8年4月1日以降に契約する案件であっても、週休2日促進工事の適用対象外となる場合があります。適用の有無については、各案件の公表資料や設計説明書を確認してください。

週休2日促進工事に関するQ & A

令和7年12月

令和7年 12月 24日 初版発行

編集・発行 JKK東京
東京都住宅供給公社
技術管理部 技術開発・管理課

東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号
コスモス青山
電話(03)3409-2261(代表)

本書を許可無く複製することは、著作権法での例外を除き禁止されています。

JKK東京

ひとと、くらしをあったかく。